

令和 4 年第 13 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 2 号及び第 3 号）を除く

## 令和4年第13回教育委員会会議

1 日 時 令和4年7月19日（火）13時30分～15時10分

2 場 所 STV北2条ビル6階 A B会議室

3 出席者

教育長	檜 田	英 樹
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
教育次長	竹 村	真 一
生涯学習部長	木 村	良 彦
学校施設担当部長	池 田	秀 利
学校教育部長	長 谷 川	正 人
高等学校・中等教育学校後期課程部会部長	堀 野	智 宏
教科用図書選定審議会委員	牧 野	弘 幸
(高等学校担当係長)		
特別支援教育部会部長	宗 石	健 太 郎
教科用図書選定審議会委員	工 藤	雅 文
(特別支援教育担当係長)		
児童生徒担当部長	廣 川	雅 之
教職員担当部長	三 戸 部	文 彦
総務課長	前 田	憲 一
庶務係長	上 野	千 沙
書 記	福 山	雄 基

4 傍聴者 5名

## 5 議 題

- 協議第1号 令和5年度使用教科用図書の選定について
- 議案第1号 札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第2号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第3号 学校職員に対する懲戒処分について

## 【開　会】

○檜田教育長 これより、令和4年第13回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

なお、佐藤淳委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいているおります。

本日の議案第2号及び第3号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第2号及び第3号は公開しないことといたします。

## 【議　　事】

◎協議第1号 令和5年度使用教科用図書の選定について

○檜田教育長 それでは、議事に入ります。協議第1号「令和5年度使用教科用図書の選定について」です。はじめに、教科用図書採択に係るこれまでの経過と本日の審議の流れなどについて、事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の長谷川でございます。私から、教科書採択に係るこれまでの経緯と今後の流れ等について、御説明いたします。

まず、札幌市教科用図書選定審議会における調査研究及び審議の経過について御説明いたします。

本年度は、高等学校用・中等教育学校後期課程用及び特別支援教育用教科用図書の採択替えを実施いたしますので、5月27日に開催いたしました令和4年度札幌市教科用図書選定審議会総会におきまして、令和5年度に使用する教科用図書の調査研究について諮問し、7月8日に審議会から調査研究報告書(答申)が提出されたところでございます。

この間、審議会の高等学校部会・中等教育学校後期課程部会におきましては、3回の部会を、特別支援教育部会におきましては、4回の部会をそれぞれ開催し、5月10日開催の第8回教育委員会会議において御決定いただきました「調査研究の基本方針」に基づいて調査研究が進められてきました。

次に、審議会において、調査研究の対象とした図書について御説明いたします。まず、高等学校用及び中等教育学校後期課程用の教科用図書についてでございます。

高等学校用の教科用図書は、学校の実態、学科や課程の特色、生徒の特性などを十分に考慮して、全日制・定時制の課程、学科・コースごとに採択することとなっております。このため、各高等学校等ではそれぞれ、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、自らの学校で使用するものとして適切と考えた使用希望教科用図書を選定の上、使用希望教科用図書一覧表を提出しております。また、山の手支援学校高等部については、高等学校に準じた教育課程を編成しておりますことから、高等学校と同様の扱いしております。

審議会におきましては、主として、これらの各高等学校等が使用を希望する文部科学省検定済教科用図書を調査研究の対象とし、各学校から提出された一覧表を基礎資料として、調査研究を進めてまいりました。

次に、特別支援教育用教科用図書につきましては、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書の調査に加え、教科用

図書選定審議会委員から推薦のあった図書についても調査を行い、小・中学校の特別支援学級の児童生徒や特別支援学校小・中学部の児童生徒一人一人が、発達の段階等に応じて効果的に教科用図書を活用できるよう考慮し、調査研究を行いました。

なお、市立札幌豊明高等支援学校及び市立札幌みなみの杜高等支援学校につきましては、使用を希望する一般図書について、高等学校と同様に、教科書選定委員会を設置し、選定を行っておりますことから、こちらも調査研究の対象としております。

次に、今後の教科書採択の流れについて御説明いたします。

本日の会議では、令和5年度に使用する教科用図書の採択に向け、札幌市教科用図書選定審議会の調査研究報告書（答申）の概要について、審議会の部長から説明していただきます。教育委員の皆さま方には、適宜、質問、意見聴取を行っていただいたうえで、調査研究報告書（答申）、教科書見本等を参考にご審議いただくことになります。

その上で、高等学校用、中等教育学校後期課程用につきましては、各学校の教育課程の実施に最も適切な教科書を、特別支援教育用につきましては、本市の特別支援教育において児童・生徒の状況に応じて使用するのに適切な教科書を決定していただくことになります。

次回の教育委員会会議におきましては、本日のご審議の結果を議案としてまとめ、継続して採択する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書を含め議決していただく運びとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○檜田教育長 ありがとうございました。ただ今、説明がありましたとおり、本日は、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援教育の教科用図書について、各部会から調査研究報告書（答申）の説明を受けた上で、審議を行ってまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○檜田教育長 それでは、このような流れで、部会ごとに審議を進めることいたします。

審議に入る前に、教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正・中立性をしっかりと確保しなければなりません。

私から委員の皆さんに、確認させていただきたいことがあります。特定の組織や団体、あるいは、会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 ただ今、みなさんから「影響力の行使や圧力等はなかった」との回答をいただきましたので、私たち6人による協議は、教科書採択の公正・中立性を確保しうるものであると判断いたします。

ここからは、高等学校、中等教育学校後期課程用の教科用図書について審議いたします。

その前に、私から部長に、確認させていただきたいことがあります。特定の組織や団体、あるいは、会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

○高等学校・中等教育学校後期課程部会部長 はい、ありません。

○檜田教育長 それでは、高等学校部会の部長、調査研究報告書（答申）の説明をお願いいたします。

○高等学校・中等教育学校後期課程部会部長 高等学校・中等教育学校後期課程部会部長の、札幌啓北商業高等学校長の堀野と申します。私から、答申の主な内容につきまして御説明いたします。

なお、部会名については、「高等学校部会」、教科用図書については、「教科書」と省略して説明させていただきます。

まず、お手元の高等学校部会「答申」の高校87ページをご覧いただきながら、お聞きください。高等学校では、義務教育である小学校や中学校が全ての学校で同一の教科書を使用するのとは異なり、各学校に設置された保護者委員を必ず含む教科書選定委員会において、その学校に適した全ての教科・科目の使用希望教科書を学校ごとに選定し、今、ご覧いただいている資料のとおり、各校からは、それをまとめた「令和5年度教科用図書選定候補一覧表」の提出を受けております。

高等学校部会におきましては、教科ごとに小委員会を設け、この一覧表を基礎資料として、基本方針に示された調査研究の観点を十分踏まえながら、各学校が

生徒の能力や適性等を踏まえて設置した学校教育目標、重点目標、教育課程の編成の方針、各教科の学習指導上の重点項目と使用希望教科書との整合性について、教科書編修趣意書及び教科書見本等を参考に、調査研究を行い、このたびの報告書（答申）といたしました。

それでは、「答申」の高校 1 ページ「令和 5 年度使用教科用図書選定状況」をご覧ください。

表の右下黄色マーカーのとおり、選定点数の合計は、518 点となっておりますが、その一段上に選定候補として 2 点、「日本語」の教科書が記載されております。これは、大通高校において、海外帰国生徒等で入学した生徒が日本語を学ぶためのものですが、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書目録以外の一般図書から選定したものとなりますので、今回は、教科書目録から延べ 516 点を選定候補としたということになります。

なお、令和 5 年度使用の教科書目録には、合計 1,232 点の教科書が掲載されております。

次に高校 2 ページ教科書選定状況内訳をご覧ください。表中下段右端の総計に黄色マーカーで示しているとおり、このたび選定した教科書計 518 点のうち、

「継続」して使用するものは①の 287 点、「新規」のものが 231 点となっております。なお、高校では令和 4 年度の入学生より学年進行で新学習指導要領が適用され、令和 5 年度においては、1 年生及び 2 年生が新学習指導要領による教科書を使用することとなっており、④のとおり 226 点が新学習指導要領による選定候補となっております。

つづいて、再度、高校 87 ページをご覧ください。答申の見方について、啓北商業高校の表を例に御説明いたします。各校の一覧表の冒頭には、各校が定めている学校教育目標、重点目標、教育課程の編成方針を記載しており、これらを踏まえ、教科ごとに設定している学習指導上の重点項目については、各教科の冒頭にそれぞれ示しております。なお、この先、ポイントとなる部分には、黄色マーカーを施すとともに、赤字で記載しております。

次に、各科目の記載ですが、一番左が各科目、左から 2 列目には、使用する学年を記載しておりますが、単位制の高校においては学年がないため、空欄しております。3 列目には学習指導要領の新旧を示しており、4 列目の教科書名(番号)において 700 番台は新学習指導要領による教科書、300 番台については現行の旧学習指導要領による教科書となります。5 列目には発行者、6 列目には、新規・継続の別を記載しており、「現代の国語」の「継 2」とは、今回の採択を経て継続 2 年目の教科書となることを示しております。そして、一番右側には、そ

の教科書が、各学校の学習指導上の重点項目に照らして、ふさわしい理由を明記しております。

それでは、答申の内容について、今回、私が理科小委員会の委員でもありますので、教科「理科」の中の「生物基礎」を例に具体的に御説明申し上げます。お手元の高校 87 ページをご覧ください。啓北商業高校の上から三段目の「教育課程の編成の方針」の 1 では、「基礎基本を重視するとともに、実践的な知識や体験的な学習を重んじた特色ある教育課程の研究と編成に努める。」としております。

つづいて、高校 90 ページの上段、啓北商業高校の理科の「学習指導上の重点項目」をご覧ください。重点項目の一つ目には、「基礎的な知識の習得と技能の習熟を図り、理解と表現、言語事項の能力を養いながら、それらを活用しようとする態度を育成する。」とあり、本校では、特に基礎・基本の定着を図ることに重点を置いていることがお分かりになると思います。

それでは、ここからは、前方のスクリーンをご覧ください。こちらの教科書は、本校で選定候補としている実教出版の「高校 生物基礎」の抜粋ですが、ご覧のとおり図や写真が豊富に掲載され、本文と図表を関連付けて総合的に理解できる構成になっております。また、スライド右下に赤枠で囲んでいる「コラム」の部分においても、生徒が日常との関連をよく理解できるようになっており、基礎・基本の定着を図ることができる構成となっています。

また、生徒が議論を行うことができる題材として、スライド右上の赤枠にある「考えてみよう」や「調べてみよう」が各所に配置されております。例えば、風邪をひいたとき、体に起こることをイラストを交えて分かりやすく説明とともに、なぜ様々な症状が起るのか、また風邪薬を飲むべきかどうかという身近な事柄について、生徒の興味を喚起するような題材を用いております。生徒は、このようなことを個々で考えた上で、他の生徒と議論するなど、選定理由の 2 つ目にあるとおり、生徒が思考力・判断力などを働かせながら、現象のしくみなどを見出すことができる構成となっております。

続いて、再度スクリーンをご覧ください。スライド右側の「観察実験」では、簡単にできる実験や観察を扱い、生徒が実験に取り組みやすくなっています。そして、次のスライドにある「巻末資料」において、課題の設定、仮説の設定、実験結果のまとめ、報告・発表の方法や実験上の注意点等を示すことにより、グループで実験に取り組み、その結果や考察について議論する方法が取り上げられています。学習指導上の重点項目の 2 つ目にあるとおり体験的な活動や発表の場面を多く設定し、主体的に取り組める教科書となっております。

これらのことから、この教科書は、学習指導上の重点項目に照らし、啓北商業高校が使用するものとして、ふさわしいものであると考えております。

次に、お手元の答申、高校 26 ページをご覧ください。こちらは、藻岩高校の一覧表です。上から三段目の「教育課程編成の方針」二つ目に、「基礎的知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成に努め、生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できる授業づくりを行う。」、三つ目の後半に「3 年間の教育活動すべてにおいて探究的な学びを計画的に実施する。」としております。

つづいて、高校 30 ページの上段、同校理科の「学習指導上の重点項目」の一つ目に、「自然の事物や現象およびデータや図表から規則性を見出し、科学的に探究する態度を育成する。」とあり、同校では探究的な学びを通して、生徒が主体的に考え、深く学ぶことに重点を置いていることが分かります。

それでは、前方スクリーンをご覧ください。こちらは選定候補となっている、啓林館「生物基礎」の抜粋ですが、序章において、探究の進め方や実験の記録の方法などが分かりやすくまとめられており、生徒が探究の流れを学習できるようになっております。その後、次のスライドのとおり、各章においては、右上の赤枠にあるような「課題」が設定され、生徒が自ら課題を設定し、解決しようとするとともに、そのすぐ下の赤枠には、「課題」に基づいた「探究」を段階的に設定することにより、学習内容についての資料や観察・実験を探究の流れに沿って、考えを深められるようにしています。さらに、「探究」で考えを深めた後は、次のスライドのとおり、その深めた考えや関心をもとに基本的な概念や原理・法則の理解を探究的に学べるよう学習内容が配列されています。

再度、スクリーンをご覧ください。項目の終わりには、スライド左側にあるように、冒頭の「課題」に対応した「学習のまとめ」が掲載され、生徒の理解を促すとともに、次のスライド右側の赤枠のように、「探究」を補足し、観察・実験を学習することをねらいとする「資料学習」が各所に設定され、生徒が科学的な見方・考え方を働きかせ、学習内容を理解できるよう工夫されています。

また、生徒の学習意欲を高め、学習を広げ、理解を深めるための QR コードが、ご覧のとおり各所に配置されており、選定理由の 2 つ目にあるとおり「図表やイラストだけでは理解が難しい現象も、掲載されている QR コードにアクセスし、動画を参考にすることで理解を深めることができる。」ようになっております。

このほかにも、「発展」マークの付いた部分は、個々の生徒の興味や関心に応じて、発展的なことを取り扱うなど、生徒の個別最適な学びに対応しているとともに、選定理由の 3 つ目にもあるとおり、部末の問題で重要な語句が適切にまとめられており、生徒が知識を定着させることに資する構成となっております。

以上のことから、学習指導上の重点項目に照らし、藻岩高校が使用する教科書として、ふさわしいものであると考えております。

以上、本日は、2校の「生物基礎」の教科書を例に御説明させていただきましたが、いずれの学校のいずれの教科・科目についても同様に、調査研究を行い、この答申にある教科書については、全てふさわしいものであることを確認しております。

なお、全体的な傾向としては、全日制課程普通科や数理データサイエンス科及び中等教育学校後期課程では、生徒の能力や進路希望に応じて、基礎・基本の定着に加え、高度な内容を含んだものを、全日制課程未来商学科におきましては、基礎・基本の定着を目指し、生徒の興味・関心を喚起するものを選定候補としております。

また、定時制課程の大通高校及び山の手支援学校高等部におきましては、生徒が興味・関心をもって学習ができるとともに、基礎・基本の定着が図れるよう十分配慮されたものとなっております。

以上で、高等学校部会の調査研究報告書（答申）の説明を終えさせていただきます。

○檜田教育長 ありがとうございます。高等学校及び中等教育学校後期課程用の教科用図書については、審議会から、学校ごとに、それぞれの教育課程に応じた選定の候補があげられております。

各委員から、御質問、御意見などがございましたら、お願ひします。

○檜田教育長 昨年からスクールミッション、スクールポリシー、学校教育目標など、各学校が重点的に取り組んでいることをしっかりと明示し、教職員や保護者の方と共有することとしてきましたが、今回の教科書採択にあたり、そういった点はどのようにお考えでしょうか。

○高等学校・中等教育学校後期課程部会部長 保護者の方が望むスクールポリシーを実現できるような、また、育てたい生徒というものを意識した教科書採択になっていると考えています。

○檜田教育長 はい。ありがとうございます。

○佐藤委員 基本的には各学校でそれぞれの教育課程に見合った教科書を選定

しているということですので、特段その候補のご判断に意見を申し上げることはありません。

学習指導要領が新しくなり、新規の教科書が増えていくことになると思いますが、新学習指導要領に移行しつつある現段階における各学校で配慮していることがあれば教えてください。

○高等学校・中等教育学校後期課程部会部長 今回の学習指導要領の改訂により、探究活動の扱いが拡充されております。先ほどもお見せしましたが、ICTを活用して学習活動を進めていくという部分は今までにない部分で、生徒の理解を促し、学びたい意欲を喚起するものとなっております。

そのほか、この度地理の科目が50年ぶりに必修科目になりましたが、地図情報システムGISを授業で活用することとなりまして、教科書も新しい教育課程に対応できるように準備してきたところです。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○阿部委員 先ほどQRコードなど、ICTを活用して学習意欲を喚起していくとのことでしたが、QRコードは生徒が1人1台持っている端末を使用して読み込むということでいいんでしょうか。

○高等学校・中等教育学校後期課程部会部長 はい。そのとおりでございます。

○阿部委員 それに関連してですが、端末を活用していくことについて特徴のある教科書だったり、シーンはあったりするのでしょうか。

○高等学校・中等教育学校後期課程部会部長 教科書によってQRコードの量や場面は違いますが、新課程の教科書はどこかにはQRコードが掲載されています。

ただ、この取組は始まったばかりですので、引き続き検証が必要だと認識していますが、こういったものが取り入れられたことによって、授業がしやすくなったり、生徒の理解度が増したという声は聞いているところです。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○道尻委員 冒頭のご説明で各学校が教育目標に応じて使用する教科書を選定

しているとのことでしたが、どのような議論があったのか教えてください。

○高等学校担当係長 高等学校担当係長の牧野と申します。高校部会は合計3回開催しました。その中に教科ごとの小委員会がありまして、そこで調査研究を進めてきたところです。

その時にまず大前提となる学校教育目標ですとか、重点目標ですとか、あとは教科ごとにそういったものがありますので、そこに合致しているかをまず最初に確認しました。啓北商業高校であれば基礎、基本というところを大事にしていますし、藻岩高校であれば探究というところを大事にしていますので、各学校の特色と一覧表を照らし合わせながら丁寧に作業を進めていきました。

○道尻委員 学校側から見たものをさらに第三者的な立場で適正かどうかチェックする、判断する仕組みになっているということかと思いますが、学校が希望するものは調査研究を経ても適正なものになっているという傾向にあるという理解でよろしいでしょうか。

○高等学校担当係長 はい。そのとおりでございます。校内でも一教員の希望などで選んでいるわけではなく、教務部長や各教科の代表、PTA、校長、教頭が学校全体としてふさわしいかどうか検討した上で提示されているところですので、問題ないものと認識しています。

○道尻委員 わかりました。ありがとうございます。

○中野委員 出版社自体が少なく、あまり選択の余地がない教科もあると思いますが、そういった教科において、学校に応じた教科書を選択することが難しいですとか、困難が生じるようなケースはございますか。

○高等学校担当係長 困難が生じたケースはありませんが、委員がおっしゃったように、例えば、保健体育では出版社が極めて少なく、理科は多いというように教科よって差はあります。

○中野委員 今の時点では困難が生じるケースはないが、今後出版社が著しく減ってきた場合は難しいことも起こり得るということですね。

○高等学校担当係長 現時点ではそういう話は聞いておりませんが、今後の推移は見ていきたいと思います。

○中野委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 私から1点よろしいでしょうか。今年から旭丘高校で数理データサイエンス科が新設されましたが、2年目に向けて理数関係で特徴がある教科書を選んだなどがあればご紹介いただいてもいいでしょうか。

○高等学校担当係長 お手元の旭丘高校数理データサイエンス科の資料をご覧いただきたいのですが、数理データサイエンス科は理数の科目と情報の科目を扱う学科になります。例えば、情報Ⅱが特徴的だと認識しておりますが、プログラミングなど、非常に難易度が高く専門的な内容となっていまして、ほかの学校では扱わない内容になっています。この教科書を取り入れているというところは大きな特徴だと考えています。また、理数数学Ⅰの教科書ですが、普通の数学Ⅰよりも難しめになっており、より高度な内容となっています。

○檜田教育長 より専門性が高いということですね。

○檜田教育長 その他、特に御質問、御意見はございませんか。なければ、高等学校及び中等教育学校後期課程用については、候補としてあげられた教科用図書を選定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、次に、特別支援教育用の教科用図書について審議いたします。その前に、私から部長に、確認させていただきたいことがあります。特定の組織や団体、あるいは、会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

○特別支援教育部会部長 はい、ありません。

○檜田教育長 それでは、特別支援教育部会の部長、調査研究報告書（答申）の説明をお願いいたします。

○特別支援教育部会部長 特別支援教育部会部長の山の手支援学校長の宗石と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、特別支援教育部会の答申について御説明いたします。

はじめに、特別支援教育用の教科用図書に関する法令上の規定について御説明いたしますので、スクリーンを御覧ください。

特別支援学校小・中学部や小・中学校に設置している特別支援学級に在籍する児童生徒が使用する教科用図書においては、まず、①のように、札幌市が採択した通常の学級用の小学校、中学校の文部科学省検定済教科用図書の中から、各教科の当該学年のものを使用することが基本となります。

しかし、特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、各教科の目標や内容を下の学年のものに替えるなど、一人一人に応じた特別の教育課程を編成することができますので、①の当該学年の教科書を使用することが適當ではないときは、設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができます。そこで②のように、札幌市が採択した小学校及び中学校の文部科学省検定済教科用図書の各教科の下の学年のものを使用することができます。

また、各教科の下の学年のものの中で適當なものがない場合には、③のように文部科学省が知的に障がいのある児童生徒用に著作した教科用図書、お手元の☆印のついた教科用図書になりますが、こちらを使用することができます。こちらは「国語」「算数・数学」「音楽」の3教科のみについて作成されております。

さらに、④に記載しておりますとおり、各教科の内容と関連が深い絵本や図鑑などのいわゆる「一般図書」についても教科用図書として使用できることとなっており、このことが学校教育法附則第9条に規定されております。

このように、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒は、幅広い教科用図書の中から、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、①～④の段階の中から適切な内容のものを選ぶことができるようになっております。

このうち、特別支援教育部会においては、④の「一般図書」についての調査研究を進めてまいりました。

また、特別支援学校高等部の教科用図書につきましては、これまで御説明した教科用図書に加え、高等学校用教科書目録に掲載している文部科学省検定済教科用図書を使用することができますが、高等部の生徒の実態に、より応じた一般図書を使用する場合には、高等学校と同様に校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、学校で使用する一般図書の候補を選ぶこととしています。

今年度は、市立札幌豊明高等支援学校から2冊、市立札幌みなみの杜高等支援学校から3冊の一般図書が選定の候補となりましたので、他の一般図書と併せて調査研究を進めてまいりました。

次に、「調査研究の観点」でございますが、調査研究の基本方針に基づき、「取扱内容」「内容の程度、配列、分量等」「使用上の配慮」に加え、昨年度の需要数などについても確認し、本市の特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人が効果的に活用できる図書について、慎重かつ精力的に調査研究を重ねてまいりました。

具体的には、北海道教育委員会が示す「学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択参考資料」を参考に、そこに掲載されている339冊の一般図書について調査研究を行いました。

さらに、昨年度までの調査研究で審議会委員から推薦のあった採択参考資料の対象となっていない一般図書42冊、今年度審議会委員から新たに推薦のあった採択参考資料の対象となっていない一般図書10冊、及び市立高等支援学校から選定の候補として報告のあった一般図書5冊を加え、全部で396冊の一般図書について調査研究に当たっております。

これらの審議の結果、令和5年度使用の特別支援教育用教科用図書として、調査研究報告書答申の特支1ページから5ページの一覧にございますように、1 文部科学省検定済教科用図書の下学年用、及び同一内容の拡大教科書、2 文部科学省著作教科書（特別支援学校知的障がい者用）、3 一般図書「くまたんのはじめてシリーズ よめるよ よめるよ あいうえお」外164冊、4 市立高等支援学校用一般図書5冊、これらを採択の候補といたしました。

なお、調査研究報告書答申の特支1ページから5ページの一覧の右側「新規・継続」の中に「新」と記載されている図書は、新しく採択の候補とした図書であり、令和5年度用は、10冊を新しく採択の候補としております。

次に、採択の候補とした一般図書についての御説明をいたします。見本本は1冊ずつしかございませんので、スクリーンをご覧ください。

調査研究報告書には、発達の段階をA、B、Cの3つの段階で示しており、Aの段階は発達の遅れの程度が重度、Bは中度、Cは軽度となっており、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、適切な図書を選べるようにしております。

Aの段階としましては、話し言葉がない子や、事物への興味・関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階の児童生徒などが対象であり、教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声で表現することや、教師と一緒に、身近なものなどについて、本を通して楽しく学べるものを、どの種目においても採択の候補と

しております。

例えば、国語の『たべものあいうえお あっちゃんあがつく』では、左側のページに食べ物の名前が文字で書かれており、右側のページにその食べ物のイラストが描(えが)かれています。「えっちゃん えがつく えびフライ」など、歌って、楽しみながら、様々な食べ物の名称を覚えることができるよう工夫されています。

次に、算数・数学の『さわってあそぼう ふわふわあひる』では、ページをめくると黄色いふわふわの丸が出現し、仕掛けをめくるとアヒルの子のイラストが出てくるなど、各ページごとにザラザラやベタベタなどの様々な感触を体験しながら、形を認識できるよう配慮されています。

Bの段階としましては、話し言葉があり、文字の読み書きに興味をもち始め、事物の簡単な因果関係が分かる段階の児童生徒などが対象であり、簡単な言葉でやり取りをしながら学習を進めたり、各種目の基礎的な内容について興味をもちながら学習したりすることができる図書を採択の候補としております。

例えば、国語の『ゆっくり学ぶ子のための こくご1』では、「きもちやようすを表す言葉」や「しりとり」などの学習を通して、平仮名の読み方や簡単な単語・文章の読みなど、豊かなイラストから子どもの語彙を増やしていくよう工夫されています。

次に、算数・数学の『こども かずの絵じてん』では、「1対1対応」「数の数え方」「かずの合成」など、基礎的な概念を獲得できるよう配慮されています。

Cの段階としましては、簡単な読み書きは可能ですが、検定済教科用図書では、学習が困難な段階の児童生徒などが対象であり、ある程度の小集団での一斉指導や調べ学習などで、より知識を深めることができ、日常的に活用できる内容の図書を採択の候補としています。

例えば、国語の『ひとりだちするための国語』では、「自分のことを伝えよう」「手紙を書こう」「インタビューをしよう」など、「聞く」「話す」「読む」「書く」などについて横断的に学ぶことで、コミュニケーションの基礎を重視しつつ、会話や読書、作文などに楽しく興味がもてるよう工夫されています。

次に、算数・数学の『くらしに役立つ 数学』では、「割引の比較」「デパートに行くための交通機関の時刻や料金」「1か月の生活費の学習」などが取り上げられており、将来の就労を見据えて学習を進めることができるようになっています。

以上のように、種目ごとにA、B、Cの段階があり、各段階の中でも、さらに児童生徒の障がいの状態や発達の段階に、きめ細かく応じるために、それぞれに

複数冊を選定の候補としております。

次に、市立高等支援学校用一般図書について、各校1冊ずつ御説明いたします。豊明高等支援学校では、「職業科」で、「ひとりだちするための進路学習」を採択の候補としています。この図書では、就労に向けた基礎的な知識や技能を身に付けることができるよう、「働くこと」や「働くために」、「社会人になる」などの6つの章で構成されています。

具体的な内容としましては、「働く人の一日」「マナー」「社会人の生活」など、就労に向けた幅広い内容について、イラストなどを使いながらわかりやすくまとめられています。

次に、みなみの杜高等支援学校では、「情報科」で、「見てわかる情報モラル」を採択の候補としています。この図書では、基礎的基本的な情報モラルに関する事項を取り上げ、生徒が陥りやすい事例について学習することができます。

具体的な内容としましては、「誹謗中傷」「肖像権とプライバシー」、このように、具体的な事例が、4コマ漫画や予防と対策などの項目毎に分けて分りやすく解説されています。

説明は以上となりますが、その他の採択の候補となる図書につきましても、同様に調査研究を行った結果、本市の特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人が活用していく上で、有用性のある図書であることを確認しております。

以上、お手元の調査研究報告書のとおり部会としてまとめましたことを御報告申し上げ、私からの説明を終わらせていただきます。

○檜田教育長 ありがとうございます。特別支援教育用については、児童生徒の障がいの状態に応じて、一人一人に適した教科用図書を提供できるようにするという観点から、各種目とも幅広く選定の候補があげられております。

○檜田教育長 各委員から、御質問、御意見などがございましたら、お願ひします。

○佐藤委員 在籍している生徒の実情に合わせて選ばれたということで、選定の内容については異論ございません。

教えていただきたいんですが、文科省が作った教科書であるとか、一般図書を幅広く選定したうえで、子どもの実情に合わせて担当されている先生が教科書を選んでいるということで、先生1人が判断されるのか、あるいはチームとか学

校全体で判断されるのか、どのような仕組みになっているのでしょうか。

○特別支援教育担当係長 特別支援教育担当係長の工藤でございます。各学校において子どもの実態に応じて考えていくという形になるんですが、担任の先生だけで決めるということではなく、学校全体で担任の先生方チームを組んで、実情、実態を把握したうえで選定しているところです。加えて、内容によっては保護者の方とも必要に応じて協力、連携しながらお子さんの成長のために必要な教科書を選んでおります。

○佐藤委員 はい。わかりました。保護者の方の意見を聞くような場が設定されているということでしょうか。

○特別支援教育担当係長 場を設けるというよりは、お子さんの実態をきちんと把握しないと必要な教科書を選ぶということが難しくなるため、保護者とも連携、共有する必要があると考えております。

○佐藤委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 その他、特に御質問、御意見はございませんか。なければ、特別支援教育用については、候補としてあげられた教科用図書を選定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 これまでの審議において、高等学校及び中等教育学校後期課程用教科用図書、並びに特別支援教育用教科用図書の選定が終了しました。これらの選定した理由については、これまでの審議を踏まえて、事務局でまとめていただき、次回の教育委員会会議で、議案として提出していただきたいと思います。

また、継続して使用する小学校用及び中学校用教科用図書も含めて、次回、令和5年度に市立学校で使用する教科書を採択しますので、よろしくお願ひいたします。

○檜田教育長 その他、各委員から何かございませんか。それでは、協議第1号「令和5年度使用教科用図書の選定について」の審議を終了いたします。

## 【議 事】

◎議案第1号 札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

○檜田教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の木村でございます。

議案第1号「札幌市生涯学習センター条例施行規則（平成12年教育委員会規則第12号）の一部を改正する規則案」についてでございます。

本改正は、生涯学習センターの有料施設における備付物件であるコンピュータ機器を更新することに伴い、その機器構成を改めるため、同規則別表の規定を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、コンピュータ研修室にあるスキャナ及びプリンタの台数をそれぞれ5台から1台とするものです。

これは、コンピュータ機器の更新に当たり、これまでのスキャナ及びプリンタの利用状況を踏まえますと、今後は、それぞれ1台でも十分に市民利用に対応できると判断し、台数を削減することによるものでございます。

本改正案の内容は、以上です。ご審議のほど、お願ひいたします。

○檜田教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○檜田教育長 それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

○檜田教育長 議案第2号及び第3号は、公開しないこといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

以下 非公開